

豊中市封筒広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市（以下「市」という。）が使用する封筒に民間事業者等の広告を掲載する事業（以下「封筒広告事業」という。）について、広告主及び広告取扱事業者の募集、審査、選定、広告掲載、封筒の製作及び提供その他必要な事項を定め、もって市の新たな財源の確保又は経費の削減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 市が使用する封筒で、広告を掲載するものをいう。
- (2) 広告主 広告媒体への広告の掲載を希望し、又は広告の掲載決定を受けた者をいう。
- (3) 広告取扱事業者 市との契約その他の合意に基づき、広告主の募集、広告原稿の取りまとめその他封筒広告事業に関する業務を行う者をいう。
- (4) 広告掲載料納付方式 広告主又は広告取扱事業者が、市に広告掲載料を納付する方式をいう。
- (5) 封筒無償提供方式 広告主又は広告取扱事業者が、広告を掲載した封筒を製作し、市に無償で提供する方式をいう。

(対象となる封筒)

第3条 この要綱において定める広告媒体は、次に掲げる封筒とする。ただし、各所属が別に定める手続により広告を募集する封筒については、この要綱を適用しない。

- (1) 市共通封筒
 - (2) 各所属が個別に発注し、使用する封筒
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める封筒
- 2 広告媒体の種類、規格、予定数量、広告枠その他必要な事項は、募集の都度、募集要項又は仕様書（以下「募集要項等」という。）に定める。

(広告掲載の基準)

第4条 広告の内容及び広告主の業種等は、豊中市有料広告掲載基準その他市が定める基準に適合しなければならない。

- 2 市長は、前項に定めるもののほか、広告媒体の性質、用途又は使用対象者等を考慮し、募集要項等において必要な条件を付することができる。

(事業方式)

第5条 封筒広告事業は、広告掲載料納付方式又は封筒無償提供方式により実施するものとする。

- 2 市長は、広告媒体ごとに、前項に規定する方式のいずれか又は両方を組み合わせて実施することができる。
- 3 実施する方式は、募集の都度、募集要項等に明示する。

(審査委員会)

第6条 広告主又は広告取扱事業者の選定に必要な審査及び広告内容のうち市長が必要と認めるものの審査を行うため、豊中市封筒広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は財務部財政課長を、委員は都市経営部広報戦略課長をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体又は審査事項に関連する事務を所管する課等の長を、当該広告媒体又は審査事項に係る審査に限り、臨時の委員として加えるものとする。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 7 委員は、自己又は自己と利害関係を有する者に関する審査に加わるができない。この場合における委員会の成立及び議決に必要な委員の数については、当該委員を委員の数に算入しない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。この場合において、前条第4項の規定により臨時の委員を加えたときは、当該臨時の委員を含めて委員の数とする。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員は、あらかじめ職務を代理する者を指名することができ、この場合において、当該代理者は、委員とみなす。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、会議を開催せず、書面又は電磁的方法により委員の意見を求め、審査を行うことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(募集等)

第9条 市長は、広告主又は広告取扱事業者を募集するときは、市ホームページへの掲載その他適当と認める方法により公募するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、募集に必要な事項は、募集要項等に定める。

(申込み)

第10条 広告主又は広告取扱事業者の募集に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、申込書その他募集要項等に定める書類を、募集要項等に定める期間内に市長に提出しなければな

らない。

(広告主又は広告取扱事業者の選定及び決定)

第11条 委員会は、前条の申込みがあったときは、募集要項等に定める選定基準に基づき、広告媒体ごとに応募者の適格性及び応募内容を審査する。

2 市長は、前項での審査結果を基に、広告媒体ごとに優先交渉権者を選定し、その結果を応募者に通知するものとする。

3 市長は、優先交渉権者と事業の実施に必要な事項について協議し、協議が整ったときは、当該優先交渉権者を広告主又は広告取扱事業者として決定し、契約等を締結するものとする。

4 市長は、優先交渉権者との協議が整わなかったときは、次点者と協議することができる。

(広告原稿の提出)

第12条 広告主又は広告取扱事業者として決定された者は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の原稿を、市長が指定する仕様及び方法により提出しなければならない。

2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主又は広告取扱事業者の負担とする。

(広告掲載の審査及び決定)

第13条 市長は、前条の規定により提出された広告原稿について、第4条の基準に基づき、広告内容及び広告主の適格性を確認するものとする。

2 市長は、前条の規定により提出された広告原稿について、必要があると認めるときは、委員会の審査に付することができる。

3 委員会は、前項の規定により審査に付された広告原稿について、広告内容及び広告主の適格性を審査する。ただし、広告主の適格性について、第11条第1項の規定に基づく審査を受けた者である場合は、省略することができる。

4 市長は、第1項の確認又は前項の審査結果に基づき、広告掲載の可否を決定し、その結果を広告主又は広告取扱事業者に通知するものとする。

(広告掲載料納付方式)

第14条 広告掲載料納付方式において広告主又は広告取扱事業者として決定された者は、契約等に定める広告掲載料を、市長が指定する期日までに、市が指定する方法により納付しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、当該広告主又は広告取扱事業者の責めに帰することができない事由により広告を掲載することができなくなったときは、この限りでない。

(封筒無償提供方式)

第15条 封筒無償提供方式において広告主又は広告取扱事業者として決定された者（以下「無償提供事業者」という。）は、自己の責任及び負担において、募集要項等に適合する封筒を製作し、市に無償で提供するものとする。

- 2 封筒の製作、印刷、広告原稿の作成及び取りまとめ、校正、梱包、運搬、納品その他封筒の提供に必要な費用は、無償提供事業者の負担とする。
- 3 市長は、納品された封筒が募集要項等又は契約等に適合しないと認めるときは、無償提供事業者に対し、期限を定めて補正、交換その他必要な措置を求めることができる。この場合に要する費用は、無償提供事業者の負担とする。
- 4 市は、市の責めに帰すべき事由がある場合を除き、やむを得ない事情により納品された封筒の全部又は一部を使用しなかった場合であっても、無償提供事業者に対し、その製作等に要した費用を補償しない。

(責任)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、広告取扱事業者が広告主の募集、広告原稿の取りまとめその他広告掲載に関する業務を行う場合における当該業務上の責任は、当該広告取扱事業者が負うものとする。

(損害賠償)

第17条 広告主又は広告取扱事業者は、その責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(決定の取消し)

第18条 市長は、広告主又は広告取扱事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、広告主若しくは広告取扱事業者としての決定又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載料納付方式において、指定した期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
 - (2) 封筒無償提供方式において、指定した期日までに封筒を納品しなかったとき。
 - (3) 指定した期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
 - (4) 提出された広告原稿が第4条の基準に適合せず、指定した期日までに必要な修正等を行わなかったとき。
 - (5) 虚偽その他不正の手段により申込み、広告主若しくは広告取扱事業者としての決定又は広告掲載の決定を受けたとき。
 - (6) 募集要項等に定める応募資格を失い、又は欠格要件に該当することが判明したとき。
 - (7) 契約等又は募集要項等に定める事項に違反したとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 前項の規定により決定を取り消した場合において、広告主又は広告取扱事業者に損害が生じても、市はその責めを負わない。ただし、市の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、封筒広告事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年９月２８日から施行する。